

1億993万9000円可決。

保険料の急激な値上げ緩和措置

6月補正予算総額では、5616万8000円のマイナス計上となる。

6月定例会は、6月10日開会し16日から3日間一般質問が行われ、18名の議員が真剣に質問し、鈴木市長を初め執行部側の真摯な答弁がありました。

また、本定例会には、市民税の徴収方法を改めるなどの白河市税条例の一部を改正する条例などの専決処分案7件、白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例などの条例案9件、平成22年度白河市一般会計補正予算（第1号）などの予算案3件。さらに、白河地方土地開発公社を初め法人の経営状況についての報告4件。そして人事案件として追加議案2件が提案され、それぞれ承認、可決または同意され24日閉会しました。

6月定例会は、「国民健康保険議会」と言われているように、国民健康保険が中心的な議題となっています。

そこで専決処分を必要とした条例改正や、平成22年度国民健康保険の税率等について、その詳細をお知らせします。

専決処分

白河市、表郷村、大信村、東村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴い、非自発的失業者（倒産、解雇などにより離職した者）に係る国民健康保険税の軽減措置について定めるため、国民健康保険税条例の一部改正を緊急に必要としたため、専決処分したものです。

改正内容は、被用者保険に加入していた方が解雇や倒産によって失業した場合には、原則として国民健康保険に加入することとなりますが、その場合の国民健康保険税の算定においては、前年所得に基づき算定されることから、多くの場合負担が過重となります。このようなことから、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由（解雇や倒産などの会社の都合）により離職した一定の方（特定対象者被保険者等）には、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年度所得の中に給与所得がある場合には、その給与所得は10分の30に相当する額によるものとして、

所得割を算定することとしました。（平成22年6月1日より施行します。）

国民健康保険税の一部を改正する条例について

平成22年度国民健康保険の税率等については、地方税等の一部を改正する法律等による改正に伴い、基礎課税額に係る限度額が変更（47万円↓50万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額が変更（12万円↓13万円）となることと、平成17年合併による不均一課税期間（平成23年度統一）の税率調整及び所得割額1パーセント・均等割額2000円・平等割額1000円の税率引き上げとなります。（特集・13ページ参照）

国保税率、額の引き上げとなった理由であります。一昨年のリーマンショックを契機とする世界的な経済の低迷により、同年10月以降においては、失業に伴う国保加入者が大幅に増加するなど本市の経済も大きな影響（22年度市民税課税額前年度比△10・5パーセント）を受けたところです。このため、国保税所得

割課税算定の基礎所得が大きく落ち込み（前年度対比約△10億560万円△11・2パーセント）、平成22年度国保税収入額が大幅に減少（前年度比約△9800万円△6.9パーセント）する見込みであり、また、医療費の増加傾向（前年度比約8100万円）が続いていることにより、22年度への繰越金が減少（前年度比約1億6300万円）したことから財源不足（2億5500万円）することとなり、税率、税額の引き上げを行うことになりました。

このような理由により、初めの措置として、所得割の課税算定基礎額減少分の税額相当分1億993万9000円を一般会計からの繰入金で、残りを国保基金繰入金7249万3000円、新たな賦課割合の見直しで7270万円を財源の補てんとすることとしました。

具体的な賦課割合の見直しは、所得割額1パーセント、均等割額2000円、世帯別平等割額1000円の引き上げとなります。本年度の本市の不均一課税の税額調整と新